令和８年度
第２回鹿屋市子ども・子育て会議



令和８年 10 月26 日

鹿屋市　健康こども部　こども政策課

目　次

Ⅰ　報告

1　前回の子ども・子育て会議の報告について……Ｐ１

2　こども計画 基本施策の進捗状況について ……Ｐ３

Ⅱ　協議

1　令和９年度教育・保育施設の定員変更について……Ｐ８

Ⅲ　その他

1　今後のスケジュールについて……Ｐ22

■　関連資料

子ども・子育て会議条例……Ｐ23

子ども・子育て会議委員名簿……Ｐ24

Ⅰ　報告

1　令和８年度第１回子ども・子育て会議の報告

開催日時	令和８年５月 27 日（水）14:00～16:00
開催場所	鹿屋市役所　７階大会議室（ZOOM 会議併用）
委員	赤澤委員、内園委員、小山内委員、草野委員、嶋田委員、宮地委員、坂元委員、 幾留委員、安樂委員、堀之内委員、軀川委員、松下委員、川元委員、村場委員 駿河委員、川﨑委員、渡邉委員、川添委員、坂田委員、芝原委員
議題	報告　１　令和７年度第５回子ども・子育て会議の報告 ２　令和７年度地域子ども・子育て支援事業の実績について ３　令和８年度子育て関連施策の事業計画について 協議　１　令和９年度教育・保育施設の認定こども園への移行について その他　１　ふたば保育園の移転について ２　今後のスケジュールについて
会議結果	報告　・令和７年度第５回子ども・子育て会議の報告を事務局より報告 ・令和７年度地域子ども・子育て支援事業の実績について、事務局より報告 ・令和８年度子育て関連施策の事業計画について、事務局より報告 協議　令和９年教育・保育施設の認定こども園への移行について、事務局から説明を行い、会議全員一致で承認 その他　・ふたば保育園の移転について、事務局より説明 ・今後のスケジュールについて、事務局より説明

『令和７年度地域子ども・子育て支援事業の実績についての主な質問・意見等』

【産科の拡充等について】
出生数が減り、さらに鹿屋市、大隅地域で受け入れをしてくれる産科が少なくなっている。鹿屋市だけでどうにかなる問題ではないため、大隅地域全体で考えてほしいことであるが、今後、産科の拡充等、目指しているところがあるのか。

［回答］　現在、大隅半島４市５町で構成されている大隅４市５町保健医療推進協議会で産科医療問題については、以前から課題を共有し協議を重ねている。
産科医師確保の具体的な対策として、大隅地域産科医師確保事業を実施し、民間の医療機関が新たに産科医師を確保した場合の助成や鹿児島大学のご協力による鹿屋医療センターへ２名の産科医師（研修医）の派遣を行っている。また、将来、大隅地域で働くことを希望する助産師学生への奨学金制度も設けている。
今後も地域の方々が安心して子どもを産み育てられる環境の維持･確保に取り組んでいく。

『令和９年教育・保育施設の認定こども園への移行についての主な質問・意見等』

【こども園のメリット・デメリットについて】
こども園に移行することで、実際に通っている親にとってどんなメリット・デメリットがあるのか。

［回答］　２号・３号については保育の必要性が必要であるが、１号については、保育の必要性は不要である。こども園に移行することによって１号の受入が可能になることから、保育の必要性のないご家庭も子どもを入園させることができるため、利用できる家庭が増えるという部分がメリットになる。

【こども園のメリット・デメリットについて】
　認定こども園だと満３歳になって１号に変更することで保育料無償化になり、保育所だと３歳を迎えた次の４月から保育料が無償になるため、保育料が無償になるタイミングの違いがある。

　また、認定こども園になると１号は直接契約のため、すぐ入園できる等の回答を園からできるが、２号・３号や保育所は、市へ申込みが必要であるため、確実に入園できるかわからないという回答になる部分を懸念される保護者が多いと思う。

『ふたば保育園の移転についての主な質問・意見等』

【保育所等の移転について】
　自己資金による移転であっても、市が関与できる仕組みを整えていただきたい。また、保育所等の移転については、補助金の利用有無を問わず、子ども・子育て会議の審議事項として明確に位置付け、会議の意見が十分に尊重されるよう、制度を整備していただきたい。

［回答］　「保育所等の移転に伴う事前協議等について」を令和８年３月 24 日付で策定した。前提として、施設が市の補助金を利用して施設整備を行う場合は、市は補助事業者として、補助金の利用についての採否を判断する立場であり、補助金の利用有無に関わらず、移転を制限する、移転の可否を判断する立場にない。そのため、市が移転の可否を判断する仕組みの創設の要望にはお応えすることはできないものと考えている。
　しかし、地域の実情に応じた持続可能な保育機能の確保・強化を図っているため、市としても可能な限りの関与をすることは必要だと考えており、保育会・私立幼稚園協会との意見交換や令和７年度第３回子ども・子育て会議において委員の皆様からいただいた御意見等を踏まえ、令和８年３月 24 日付で「保育所等の移転に伴う事前協議等について」を策定した。この文書は、補助金の利用有無に関わらず、保育所が移転を希望する際は、移転先を決定する前、候補地を選定した段階で、子ども・子育て会議での協議を行うことをお願いする内容になっている。
　審議事項として取り扱ってほしいという要望について、審議事項として取り扱ったとしても、その審議結果を理由に移転を制限することができないため、審議事項ではなく、協議事項として取り扱い、出された意見を施設へお伝えし、その意見を元に施設で検討・判断をしていただくという流れにしている。

【ふたば保育園の移転について】
　令和４年度に移転希望を申請されて４年経っている。移転理由が耐震基準以前の建物で非常に危険であるためとあるが、そこから４年間、危険な建物で保育がされている状態である。
　経営者としては、一刻も早く解決したい問題であるにも関わらず、子ども・子育て会議の結論が出ないと実施できないということで、４年間ずっと回答を待っている状態である。
　子ども・子育て会議での意見が「今の中学校区内で建替えてほしい」ということであれば、みんなで探して協力するくらいの気持ちがなければ、ただ時間を費やすばかりであったと思う。当初補助金利用を考えていたが、見込めないのであれば、早くするために自費でやらなければしょうがないという判断になったのだと思う。色々な判断基準や条件があるが、いい方法を検討して早く解決してあげなければ、保護者等も困ると思う。常識だけでなく人情も必要である。

2　鹿屋市こども計画　基本施策の進捗状況について

▶施策体系図

基本理念	基本目標	基本施策	具体的施策
すべてのこども・若者がたくましく育ち未来を拓くまち　かのや	基本目標 こども・若者が生き生きと育つまちづくり	基本施策１ こどもの権利の尊重	①こどもの権利に関する理解の促進
			②こども・若者の意見表明・参加の促進
			③こども・若者の居場所・活動の充実
			④こどもの権利侵害の防止、相談支援
		基本施策２ 質の高い教育・保育の総合的な提供	①乳幼児期の教育・保育の充実
			②学校における教育環境の充実
		基本施策３ 若者の自立と社会参加の支援	①未来へ踏み出す若者応援
			②若者の社会的参加に向けた支援
			③出会いや結婚への支援
	基本目標 すべての家庭が安心して子育てができるまちづくり	基本施策４ 妊娠から子育てにかかる切れ目のない支援	①親と子の健康づくりに向けた支援
			②子育て家庭の負担の軽減に向けた支援
			③子育てを応援する環境づくり
			④妊娠・出産や子育てに関する相談・情報発信体制の充実
		基本施策５ 困難を抱える子育て家庭への支援	①生活に困難を抱える子育て家庭などへの支援
			②特別な支援を必要とする子育て家庭などへの支援
	基本目標 こども・若者の成長を地域全体で育むまちづくり	基本施策６ こども・子育てにやさしい地域環境の整備	①子育てしやすい環境の推進
			②こどもの安全・安心な生活環境の確保
		基本施策７ こども・若者の成長を地域全体で支える環境づくり	①子育て関連団体の活動促進
			②地域における子育て支援ネットワークの強化

▶確認指標における令和７年度進捗状況について

基本施策１　こどもの権利の尊重

			R5	R6	**R7**	R8	R9	R10	**R11**
1	「鹿屋っ子ボランティアクラブ」活動回数	目標	19回	―	20回	―	20回	―	**20回**
		実績		16回	**21回**				
	担当部・課	教育委員会　教育部　生涯学習課							
2	「地域自殺対策強化事業（いのちの授業）」実施校数	目標	23校	―	―	―	33校	―	**36校**
		実績		25校	**25校**				
	担当部・課	健康こども部　健康増進課							
3	こどもの居場所の充足率（小学校区）	目標	26%	34%	39%	43%	47%	52%	**60%**
		実績		34%	**48%**				
	担当部・課	健康こども部　こども家庭課							
4	鹿屋市要保護児童対策地域協議会登録者のケース会議開催率	目標	42%	58%	75%	92%	100%	100%	**100%**
		実績		49%	**71%**				
	担当部・課	健康こども部　こども家庭課							
5	1,000人当たりの不登校児童生徒の在籍数	目標	23.7人	―	―	―	21人	―	**20人**
		実績		27.2人	**27.1人**				
	担当部・課	教育委員会　教育部　学校教育課							
6	人権問題講演会において理解が深まった人の割合	目標	―	―	―	―	100%	―	**100%**
		実績		97%	**98%**				
	担当部・課	教育委員会　教育部　生涯学習課							

基本施策２　質の高い教育・保育の総合的な提供

			R5	R6	**R7**	R8	R9	R10	**R11**
1	潜在的待機児童数（保育所等）	目標	79人	70人	60人	50人	40人	30人	**20人**
		実績		70人	**47人**				
	担当部・課	健康こども部　こども政策課							
2	保育施設等への実地指導（計画に基づく実施率）	目標	100%	100%	100%	100%	100%	100%	**100%**
		実績		100%	**100%**				
	担当部・課	健康こども部　こども政策課							
3	ブックスタート事業における配本率	目標	100%	―	―	―	100%	―	**100%**
		実績		100%	**100%**				
	担当部・課	教育委員会　教育部　生涯学習課							

			R5	R6	**R7**	R8	R9	R10	**R11**
4	ICTを活用し自分のペースで理解しながら学習を進められる児童の割合（小学校）	目標	83.5%	85%	86%	88%	90%	93%	**95%**
		実績		88%	**79.5%**				
	担当部・課	教育委員会　教育部　学校教育課							
5	ICTを活用し自分のペースで理解しながら学習を進められる生徒の割合（中学校）	目標	85.4%	85%	86%	88%	90%	93%	**95%**
		実績		80%	―				
	担当部・課	教育委員会　教育部　学校教育課							
6	CEFR A1レベル（英検3級相当）の英語力のある生徒の割合（中学3年生）	目標	38.1%	―	―	―	45%	―	**50%**
		実績		39.8%	**54.2%**				
	担当部・課	教育委員会　教育部　学校教育課							

基本施策3　若者の自立と社会参加の支援

			R5	R6	**R7**	R8	R9	R10	**R11**
1	合同企業説明会での雇用マッチング数（公務員を除く）	目標	36人	―	―	―	40人	―	**40人**
		実績		45人	**57人**				
	担当部・課	産業交流部　産業政策課							
2	ワーク・ライフ・バランスセミナーの研修内容の理解度	目標	70%	―	―	―	100%	―	**100%**
		実績		89%	**75%**				
	担当部・課	市民生活部　市民課							
3	婚姻数	目標	384件	―	―	―	490件	―	**500件**
		実績		318件	**318件**				
	担当部・課	総合政策部　総合政策課							

基本施策４　妊娠から子育てにかかる切れ目のない支援

			R5	R6	**R7**	R8	R9	R10	**R11**
1	妊婦健康診査受診率（初回）	目標	99.7%	―	―	―	99.7%	―	**100%**
		実績		97.9%	**100.5%**				
	担当部・課	健康こども部　健康増進課							
2	出産後アンケートにおける子どもと過ごす時の肯定的な気持ちの割合	目標	81%	81.5%	82%	82.5%	83%	**84%**	**85%**
		実績		85.3%	**95.2%**				
	担当部・課	健康こども部　こども家庭課							

			R5	R6	**R7**	R8	R9	R10	**R11**
3	食育推進事業の教室（食育教室、こども料理教室）参加者数	目標	248人	―	―	―	364人	―	**364人**
		実績		349人	**804人**				
	担当部・課	農林水産部　農政課							
4	スポーツ実施率	目標	54.1%	―	―	―	75%	―	**85%**
		実績		53.9%	**39.1%**				
	担当部・課	産業交流部　スポーツ振興課							
5	子ども医療費助成資格申請者認定率	目標	100%	100%	100%	100%	100%	100%	**100%**
		実績		100%	**100%**				
	担当部・課	健康こども部　こども政策課							
6	鹿屋市奨学資金新規貸付者数	目標	25人	―	―	―	35人	―	**40人**
		実績		33人	**25人**				
	担当部・課	教育委員会　教育部　学校教育課							
7	かのや育memo登録者数	目標	1,350人	1,450人	1,550人	1,600人	1,650人	1,700人	**1,750人**
		実績		2,589人	**3,515人**				
	担当部・課	健康こども部　こども政策課							

基本施策５　困難を抱える子育て家庭への支援

			R5	R6	**R7**	R8	R9	R10	**R11**
1	児童扶養手当対象者の認定率	目標	100%	100%	100%	100%	100%	100%	**100%**
		実績		100%	**100%**				
	担当部・課	健康こども部　こども政策課							
2	生活保護受給者（就労支援プログラム参加者）の自立率	目標	20%	40%	40%	40%	45%	45%	**45%**
		実績		26%	**10%**				
	担当部・課	福祉政策部　福祉政策課							
3	生活困窮者の支援プラン件数	目標	23件	33件	33件	33件	33件	33件	**33件**
		実績		9件	**14件**				
	担当部・課	福祉政策部　福祉政策課							
4	寺子屋の活動に対する満足度	目標	―	―	―	―	90%	―	**90%**
		実績		98%	**99%**				
	担当部・課	教育委員会　教育部　生涯学習課							
5	特別支援教育支援員数の充足率	目標	73%	―	―	―	90%	―	**100%**
		実績		73%	**83%**				
	担当部・課	教育委員会　教育部　学校教育課							

基本施策６　こども・子育てにやさしい地域環境の整備

			R5	R6	**R7**	R8	R9	R10	**R11**
1	「鹿屋市赤ちゃんの駅」登録施設数	目標	63か所	64か所	65か所	65か所	66か所	68か所	**70か所**
		実績		64か所	**64か所**				
	担当部・課	健康こども部　こども政策課							
2	チャイルドシート無料貸出件数	目標	302件	300件	300件	300件	300件	305件	**310件**
		実績		317件	**261件**				
	担当部・課	健康こども部　こども政策課							
3	通学路危険個所対策件数（交通安全施設整備事業）	目標	21か所	—	—	—	20か所	—	**20か所**
		実績		29か所	**37か所**				
	担当部・課	建設部　道路建設課							
4	通学路合同点検	目標	12か所	11か所	12か所	11か所	12か所	11か所	**12か所**
		実績		11か所	**13か所**				
	担当部・課	建設部　道路建設課							

基本施策７　こども・若者の成長を地域全体で支える環境づくり

			R5	R6	**R7**	R8	R9	R10	**R11**
1	ファミリー・サポートセンター事業サポート会員数	目標	320人	330人	330人	335人	340人	345人	**350人**
		実績		331人	**311人**				
	担当部・課	健康こども部　こども政策課							
2	小学生の子ども会の加入率	目標	46.5%	—	—	—	55%	—	**60%**
		実績		43.6%	**43.6%**				
	担当部・課	教育委員会　教育部　生涯学習課							
3	子ども・子育て会議の開催数	目標	3回	3回	3回	3回	3回	3回	**3回**
		実績		5回	**5回**				
	担当部・課	健康こども部　こども政策課							

Ⅱ　協議

1　令和９年度教育・保育施設の定員変更について

▶定員変更の希望状況

令和９年度に定員の変更を希望している教育・保育施設及び内容等については、下記のとおりです。定員変更を希望している教育・保育施設（18 施設）について協議としてお諮りいたします。

施設種別	変更内容	施設名称	令和８年度（単位：人）					変更後定員	令和９年度（単位：人）			
			現定員	定員内訳					定員内訳			
				１号	２号	３号			１号	２号	３号	
						０歳	1･2歳				０歳	1･2歳
認定こども園	増	杉の子保育園	70	15	31	5	19	75 (+5)	15 (±0)	33 (+2)	6 (+1)	21 (+2)
	減	寿敬心保育園	160	15	65	20	60	155 (-5)	15 (±0)	65 (±0)	20 (±0)	55 (-5)
		日の出幼稚園	95	80	6	0	9	65 (-30)	50 (-30)	7 (+1)	0 (±0)	8 (-1)
		高須保育園	69	15	28	10	16	65 (-4)	15 (±0)	25 (-3)	10 (±0)	15 (-1)
		上小原認定こども園	95	15	40	10	30	85 (-10)	15 (±0)	31 (-9)	9 (-1)	30 (±0)
		あいら認定こども園	105	15	47	9	34	75 (-30)	15 (±0)	30 (-17)	10 (+1)	20 (-14)
		いずみ幼稚園	25	15	5	0	5	20 (-5)	10 (-5)	5 (±0)	0 (±0)	5 (±0)
		瑞穂保育園	105	15	48	10	32	95 (-10)	15 (±0)	42 (-6)	10 (±0)	28 (-4)
		光華こども園	40	10	15	6	9	35 (-5)	10 (±0)	15 (±0)	3 (-3)	7 (-2)
		ふるえこども園	45	15	18	3	9	40 (-5)	15 (±0)	16 (-2)	2 (-1)	7 (-2)
		さくら保育園	85	15	35	7	28	70 (-15)	10 (-5)	36 (+1)	3 (-4)	21 (-7)
	区分変更	西原幼稚園	185	145	10	6	24	185 (±0)	135 (-10)	20 (+10)	6 (±0)	24 (±0)
		和光幼保連携型認定こども園	115	25	54	12	24	115 (±0)	35 (+10)	47 (-7)	9 (-3)	24 (±0)
保育所	減	ふたば保育園	60	—	38	3	19	45 (-15)	—	30 (-8)	3 (±0)	12 (-7)
		はらい川保育園	30	—	15	3	12	25 (-5)	—	10 (-5)	3 (±0)	12 (±0)

地域型保育事業所	減	第二南ん里保育園	19	—	—	6	13	12 (-7)	—	—	6 (±0)	6 (-7)
		にじいろ保育園(※)	19	—	—	8	11	12 (-7)	—	—	4 (-4)	8 (-3)
		ゆうゆう倶楽部保育園	19	—	—	7	12	11 (-8)	—	—	4 (-3)	7 (-5)
認定こども園	移行	ひなぎく保育園	60	—	36	6	18	60 (±0)	10 (+10)	26 (-10)	6 (±0)	18 (±0)
		野里にじの丘こども園(※)	60	—	37	6	17	60 (±0)	10 (+10)	26 (-11)	3 (-3)	21 (+4)
								増減 -156	-20	-64	-20	-52

(※)令和９年度より施設名称変更予定

▶本市の定員変更の判断基準

令和８年度～令和 12 年度保育所等定員変更に係る具体的な判断基準（一部抜粋）	
利用定員変更後、１年間は利用定員を保持することとする。	
(1) 認可保育所	② 平均入所児童数が、現行の認可定員を下回っている場合は、変更後の利用定員の数が、平均入所児童数を下回らない範囲で、利用定員減をすることができるものとする。ただし、次年度の利用人員の減少が見込まれ、園の運営上、支障が生じる等、救済すべき事情が生じる際は、事前に市と協議の上、必要な数の利用定員減することができる。変更後は原則２年間、利用定員を超えての入所（特別枠は除く）はできないこととする。
(3) 認定こども園	① 教育の認可定員増は、原則認めない。ただし、認定こども園への移行に際し、１号の認可定員を 15 名未満（０名から 14 名）で設定した園については、認可定員 15 名を上限に定員増を認めることとするが、定員増分と同数の２号・３号の減員を条件とする。なお、保育の弾力運用は可能とする。 ② 教育又は保育のそれぞれの平均入所児童数が、現行の認可定員を下回っている場合は、変更後の利用定員の数が、平均入所児童数を下回らない範囲で、利用定員減をすることができるものとする。ただし、次年度の利用人員の減少が見込まれ、園の運営上、支障が生じる等、救済すべき事情が生じる際は、事前に市と協議の上、利用定員減することができる。 保育の定員減の変更後は原則２年間、利用定員を超えての入所（特別枠は除く）はできないこととする。 ③ 保育の認可定員増は原則認めない。ただし、特例として下記の(ｱ)・(ｲ)を認める。 (ｱ) 平均入所児童数が弾力運用の数値（特別枠を除く）を超えている場合は、10 名を上限に本期間内において１度認可定員増を認めるものとする。令和 12 年度は原則認めない。 (ｲ) 省略

(4) 地域型保育事業所	① 平均入所児童数が、現行の認可定員を下回っている場合は、変更後の利用定員の数が、平均入所児童数を下回らない範囲で、利用定員減をすることができるものとする。ただし、次年度の利用人員の減少が見込まれ、園の運営上、支障が生じる等、救済すべき事情が生じる際は、事前に市と協議の上、利用定員減することができる。

▶【保育所型認定こども園】杉の子保育園（定員増）

現行（令和８年度）

(単位:人)

現定員	定員内訳			
	１号	２号	３号	
			０歳	１･２歳
70	15	31	5	19
		55		

希望内容（令和９年度）

(単位:人)

変更後定員	定員内訳			
	１号	２号	３号	
			０歳	１・２歳
75 **(+5)**	15 (±０)	**33** **(+2)**	**6** **(+1)**	**21** **(+2)**
		60 **(+5)**		

施設名（小学校区）	杉の子保育園（鹿屋小学校）
設 置 主 体	社会福祉法人安養寺福祉会
変更を希望する理由	直近５年間においても定員を超えての入所が続いており、かつ平均入所児童数が弾力運用の数値を超えているため、２号３号の定員５５名から５名増やして６０名とする（２号は３１名から３３名に定員増、３号は２４名から２７名に定員変更）。現在も待ち児童が８名おり、多様な保育ニーズに応えるため。
判断基準との比較	【判断基準（３）③（ア）】令和７年９月～令和８年８月の保育２・３号の平均入所児童数が弾力運用の数値を上回っていること。令和８年度において保育２・３号の保育定員増を行っていないこと。

(単位:人)

▽保育（２・３号）の令和７年９月～令和８年８月の弾力運用数

令和７年度弾力運用数		令和８年度弾力運用数		令和７年９月～令和８年８月弾力運用数
115%	63	110%	60	**61.75**

▽保育(２・３号)の月別利用者数［令和７年９月～令和８年８月］

(単位:人)

R7.9	R7.10	R7.11	R7.12	R8.1	R8.2	R8.3	R8.4	R8.5	R8.6	R8.7	R8.8	平均
65	65	66	66	66	66	66	57	56	57	57	57	**62.00**

▶【保育所型認定こども園】寿敬心保育園（定員減）

現行（令和８年度）

(単位:人)

現定員	定員内訳			
	１号	２号	３号	
			０歳	１･２歳
160	15	65	20	60
		145		

希望内容（令和９年度）

(単位:人)

変更後定員	定員内訳			
	１号	２号	３号	
			０歳	１・２歳
155 **(-5)**	15 (±０)	65 (±０)	20 (±０)	**55** **(-5)**
			140 **(-5)**	

施設名（小学校区）	寿敬心保育園（寿小学校）
設 置 主 体	社会福祉法人敬心会
変更を希望する理由	利用人数の減少により、定員減を希望する。
判断基準との比較	【判断基準（３)②】令和７年９月～令和８年８月の保育２・３号の平均入所児童数が現行の認可定員を下回っていること。変更後の利用定員の数が、平均入所児童数を下回らない範囲であること。

▽保育(2・３号)の月別利用者数［令和７年９月～令和８年８月］

(単位:人)

R7.9	R7.10	R7.11	R7.12	R8.1	R8.2	R8.3	R8.4	R8.5	R8.6	R8.7	R8.8	平均
136	137	134	136	138	143	143	119	127	127	128	127	**132.91**

▶【幼稚園型認定こども園】幼稚園型認定こども園日の出幼稚園（定員減）

現行（令和８年度）

(単位:人)

現定員	定員内訳			
	１号	２号	３号	
			０歳	１･２歳
95	80	6	0	9

希望内容（令和９年度）

(単位:人)

変更後定員	定員内訳			
	１号	２号	３号	
			０歳	１・２歳
65 **(-30)**	**50** **(-30)**	**7** **(+1)**	0 (±０)	**8** **(-1)**

施設名（小学校区）	幼稚園型認定こども園日の出幼稚園（田崎小学校）
設 置 主 体	学校法人明正船隈学園
変更を希望する理由	園児数の減少が続いているため
判断基準との比較	【判断基準（３)②】令和７年９月～令和８年８月の教育１号の平均入所児童数が現行の認可定員を下回っていること。変更後の利用定員の数が、平均入所児童数を下回らない範囲であること。

▽教育（１号)の月別利用者数［令和７年９月～令和８年８月］

(単位:人)

R7.9	R7.10	R7.11	R7.12	R8.1	R8.2	R8.3	R8.4	R8.5	R8.6	R8.7	R8.8	平均
35	37	37	37	37	37	37	17	19	21	21	21	**29.66**

▶【幼保連携型認定こども園】幼保連携型認定こども園高須保育園（定員減）

現行（令和８年度）

(単位:人)

現定員	定員内訳			
	１号	２号	３号	
			０歳	１･２歳
69	15	28	10	16
		54		

希望内容（令和９年度）

(単位:人)

変更後定員	定員内訳			
	１号	２号	３号	
			０歳	１・２歳
65 **(-4)**	15 （±０）	**25** **(-3)**	10 （±０）	**15** **(-1)**
		50 **(-4)**		

施設名（小学校区）	幼保連携型認定こども園高須保育園 （本園：野里小学校、分園：西原小学校）
設 置 主 体	社会福祉法人若潮福祉会
変更を希望する理由	保育の平均入所児童数が現行の認可定員を下回っているため。 希望定員数　【現行】保育定員：54 名（本園 28 名、分園 26 名） 【希望】保育定員：50 名（本園 25 名、分園 25 名） ※4 名定員減
判断基準との比較	【判断基準（３)②】令和７年９月～令和８年８月の保育２・３号の平均入所児童数が現行の認可定員を下回っていること。変更後の利用定員の数が、平均入所児童数を下回らない範囲であること。

▽保育(2・３号)の月別利用者数［令和７年９月～令和８年８月］

(単位:人)

R7.9	R7.10	R7.11	R7.12	R8.1	R8.2	R8.3	R8.4	R8.5	R8.6	R8.7	R8.8	平均
50	51	52	54	54	57	57	42	41	43	45	47	**49.41**

▶【幼保連携型認定こども園】上小原認定こども園（定員減）

現行（令和８年度）

(単位:人)

現定員	定員内訳			
	１号	２号	３号	
			０歳	１･２歳
95	15	40	10	30
		80		

希望内容（令和９年度）

(単位:人)

変更後定員	定員内訳			
	１号	２号	３号	
			０歳	１・２歳
85 **(-10)**	15 （±０）	**31** **(-9)**	**9** **(-1)**	30 （±０）
		70 **(-10)**		

施設名（小学校区）	上小原認定こども園（上小原小学校）
設 置 主 体	社会福祉法人二葉福祉会
変更を希望する理由	現在 95 名定員において 75 名。1 号認定年平均 13 名、保育認定年平均 69 名の為、定員減を希望する。

判断基準との比較	【判断基準（３)②】令和７年９月～令和８年８月の保育２・３号の平均入所児童数が現行の認可定員を下回っていること。変更後の利用定員の数が、平均入所児童数を下回らない範囲であること。

▽保育(2・３号)の月別利用者数［令和７年９月～令和８年８月］ (単位:人)

R7.9	R7.10	R7.11	R7.12	R8.1	R8.2	R8.3	R8.4	R8.5	R8.6	R8.7	R8.8	平均
72	73	73	74	74	74	74	66	64	61	61	61	**68.91**

▶【幼保連携型認定こども園】あいら認定こども園（定員減）

現行（令和８年度） (単位:人)

現定員	定員内訳			
	１号	２号	３号	
			0 歳	1･2歳
105	15	47	9	34
		90		

希望内容（令和９年度） (単位:人)

変更後定員	定員内訳			
	１号	２号	３号	
			0 歳	１・２歳
75 **(-30)**	15 (±0)	**30** **(-17)**	**10** **(+1)**	**20** **(-14)**
		60 **(-30)**		

施設名（小学校区）	あいら認定こども園（吾平小学校）
設 置 主 体	社会福祉法人正念福祉会
変更を希望する理由	2 号・3 号認定の利用定員について、現在の利用状況及び今後の園児数の見込みを踏まえ、現行の 90 名から 60 名への変更を希望するものです。過去の 2 号・3 号認定園児数の平均は 56 名となっていますが、この平均値には、当時、年長組の学年に 22 名の園児が在籍するなど、比較的園児数の多い学年があったことによる影響があります。 一方、近年は園児数の減少傾向が続いており、今後も少子化等の影響により、過去のように一つの学年で 20 名を超える園児が継続して入園する状況は想定しにくく、園児数が大幅に増加することは見込みにくい状況です。 このため、近年の利用状況及び今後の園児数の見込みを総合的に勘案し、実態に即した利用定員として 60 名への見直しを希望するものです。
判断基準との比較	【判断基準（３)②】令和７年９月～令和８年８月の保育２・３号の平均入所児童数が現行の認可定員を下回っていること。変更後の利用定員の数が、平均入所児童数を下回らない範囲であること。

▽保育(２・３号)の月別利用者数［令和７年９月～令和８年８月］ (単位:人)

R7.9	R7.10	R7.11	R7.12	R8.1	R8.2	R8.3	R7.4	R7.5	R7.6	R7.7	R7.8	平均
60	61	61	64	64	64	63	46	46	48	48	47	**56.00**

▶【幼保連携型認定こども園】幼保連携型認定こども園いずみ幼稚園（定員減）

現行（令和８年度）

(単位:人)

現定員	定員内訳			
	１号	２号	３号	
			０歳	１･２歳
25	15	5	0	5

希望内容（令和９年度）

(単位:人)

変更後定員	定員内訳			
	１号	２号	３号	
			０歳	１・２歳
20 **(-5)**	**10** **(-5)**	5 (±0)	0 (±0)	5 (±0)

施設名（小学校区）	幼保連携型認定こども園いずみ幼稚園（吾平小学校）
設 置 主 体	学校法人吾平永田学園
変更を希望する理由	少子化の進行に伴い、地域の就学前児童数及び入園児数が減少しているため、現状の利用実績を踏まえ、令和９年度の定員を変更するもの。
判断基準との比較	【判断基準（３)②】令和７年９月～令和８年８月の教育１号の平均入所児童数が現行の認可定員を下回っていること。変更後の利用定員の数が、平均入所児童数を下回らない範囲であること。

▽教育（１号)の月別利用者数［令和７年９月～令和８年８月］

(単位:人)

R7.9	R7.10	R7.11	R7.12	R8.1	R8.2	R8.3	R8.4	R8.5	R8.6	R8.7	R8.8	平均
10	10	10	11	11	11	11	7	7	7	8	9	**9.33**

▶【保育所型認定こども園】瑞穂保育園認定こども園（定員減）

現行（令和８年度）

(単位:人)

現定員	定員内訳			
	１号	２号	３号	
			０歳	１･２歳
105	15	48	10	32
		90		

希望内容（令和９年度）

(単位:人)

変更後定員	定員内訳			
	１号	２号	３号	
			０歳	１・２歳
95 **(-10)**	15 (±０)	**42** **(-6)**	10 (±０)	**28** **(-4)**
		80 **(-10)**		

施設名（小学校区）	瑞穂保育園認定こども園（下名小学校）
設 置 主 体	社会福祉法人浄土福祉会
変更を希望する理由	定員割れのため。
判断基準との比較	【判断基準（３)②】令和７年９月～令和８年８月の保育２・３号の平均入所児童数が現行の認可定員を下回っていること。変更後の利用定員の数が、平均入所児童数を下回らない範囲であること。

▽保育(2・３号)の月別利用者数［令和７年９月～令和８年８月］

(単位:人)

R7.9	R7.10	R7.11	R7.12	R8.1	R8.2	R8.3	R8.4	R8.5	R8.6	R8.7	R8.8	平均
80	80	80	80	80	84	84	65	67	69	69	70	**75.66**

▶【幼保連携型認定こども園】幼保連携型認定こども園光華こども園（定員減）

現行（令和８年度）

(単位:人)

現定員	定員内訳			
	１号	２号	３号	
			０歳	１･２歳
40	10	15	6	9
		30		

希望内容（令和９年度）

(単位:人)

変更後定員	定員内訳			
	１号	２号	３号	
			０歳	１・２歳
35 **(-5)**	10 (±０)	15 (±０)	**3** **(-3)**	**7** **(-2)**
		25 **(-5)**		

施設名（小学校区）	幼保連携型認定こども園光華こども園（花岡小学校）
設 置 主 体	社会福祉法人愛光会
変更を希望する理由	園児数が減少し、また、今年度は７名が卒園予定の為。 直近１年間（R7.9～R8.8）の平均園児数は 31.0 名。
判断基準との比較	【判断基準（３)②】令和７年９月～令和８年８月の保育２・３号の平均入所児童数が現行の認可定員を下回っていること。変更後の利用定員の数が、平均入所児童数を下回らない範囲であること。

▽保育(2・３号)の月別利用者数［令和７年９月～令和８年８月］

(単位:人)

R7.9	R7.10	R7.11	R7.12	R8.1	R8.2	R8.3	R8.4	R8.5	R8.6	R8.7	R8.8	平均
24	24	25	24	25	25	25	23	23	23	22	23	**23.83**

▶【幼保連携型認定こども園】幼保連携型認定こども園ふるえこども園（定員減）

現行（令和８年度）

(単位:人)

現定員	定員内訳			
	１号	２号	３号	
			０歳	１･２歳
45	15	18	3	9
		30		

希望内容（令和９年度）

(単位:人)

変更後定員	定員内訳			
	１号	２号	３号	
			０歳	１・２歳
40 **(-5)**	15 (±０)	**16** **(-2)**	**2** **(-1)**	**7** **(-2)**
		25 **(-5)**		

施設名（小学校区）	幼保連携型認定こども園ふるえこども園（花岡小学校）
設 置 主 体	社会福祉法人古江福祉会
変更を希望する理由	新規入園児童の減少が見込まれるため定員減を希望する。 令和９年３月に６名の園児が卒園予定であり、令和９年４月時点で見込まれる在園児は、33 名（２号は 23 名）である。今後も入所者の増加は見込めず、入所児童数は減少していくと考える。 その中でも、古江地域で運営を続けていくためには、定員減が必要である状況。

判断基準との比較	【判断基準（３)②】令和７年９月～令和８年８月の保育２・３号の平均入所児童数が現行の認可定員を下回っていること。変更後の利用定員の数が、平均入所児童数を下回る範囲であること。ただし、救済すべき事情として、古江地域における児童数等の減少により、来年度以降も入所希望児童数が減少傾向であること。

(単位:人)

▽保育(2・３号)の月別利用者数［令和７年９月～令和８年８月］

R7.9	R7.10	R7.11	R7.12	R8.1	R8.2	R8.3	R8.4	R8.5	R8.6	R8.7	R8.8	平均
31	32	32	32	33	34	35	26	26	26	25	25	**29.75**

▶【保育所型認定こども園】さくら保育園（定員減）

現行（令和８年度）

(単位:人)

現定員	定員内訳			
	１号	２号	３号	
			0 歳	1・2歳
85	15	35	7	28
		70		

希望内容（令和９年度）

(単位:人)

変更後定員	定員内訳			
	１号	２号	３号	
			0 歳	1・2歳
70 (-15)	**10 (-5)**	**36 (+1)**	**3 (-4)**	**21 (-7)**
		60 (-10)		

施設名（小学校区）	さくら保育園（西原台小学校）
設 置 主 体	社会福祉法人さくら福祉会
変更を希望する理由	現在の定員８５名に対して、入所児童が６２名で来年度も利用定員に達する見込みが望めない。過去４年間定員割れの状況が続いており、運営上、定員減が必要である。現在１号で入所している児童は全員保育の必要性がある家庭であり、保育料無償化が始まったことにより１号の新規入所及び３号から１号へ移行する児童も見込めないため、１号定員においても定員減を希望する。
判断基準との比較	【判断基準（３)②】令和７年９月～令和８年８月の教育１号の平均入所児童数が現行の認可定員を下回っていること。変更後の利用定員の数が、平均入所児童数を下回る範囲であること。ただし、救済すべき事情として、入所児童数の減少による運営への影響及び、来年度以降の１号入所及び１号への移行希望児童数が見込めないこと。 令和７年９月～令和８年８月の保育２・３号の平均入所児童数が現行の認可定員を下回っていること。変更後の利用定員の数が、平均入所児童数を下回らない範囲であること。

▽教育(１号)の月別利用者数［令和７年９月～令和８年８月］

(単位:人)

R7.9	R7.10	R7.11	R7.12	R8.1	R8.2	R8.3	R8.4	R8.5	R8.6	R8.7	R8.8	平均
15	14	14	14	14	14	15	10	10	10	10	10	**12.50**

▽保育(2・３号)の月別利用者数［令和７年９月～令和８年８月］

(単位:人)

R7.9	R7.10	R7.11	R7.12	R8.1	R8.2	R8.3	R8.4	R8.5	R8.6	R8.7	R8.8	平均
53	49	53	53	54	46	46	52	52	54	54	52	**51.50**

▶【幼保連携型認定こども園】認定こども園西原幼稚園（区分変更）

現行（令和８年度）

(単位:人)

現定員	定員内訳			
	１号	２号	３号	
			０歳	１･２歳
185	145	10	6	24
		40		

希望内容（令和９年度）

(単位:人)

変更後定員	定員内訳			
	１号	２号	３号	
			０歳	１・２歳
185 （±０）	**135** **(-10)**	**20** **(+10)**	6 （±０）	24 （±０）
		50 **(+10)**		

施設名（小学校区）	認定こども園西原幼稚園（西原台小学校）
設 置 主 体	学校法人郷原学園
変更を希望する理由	１号認定の中にも２号認定の条件を満たしている家庭が増し、認定の変更を希望するニーズが増えているため
判断基準との比較	【判断基準（3)②】令和７年９月～令和８年８月の教育１号の平均入所児童数が現行の認可定員を下回っていること。変更後の利用定員の数が、平均入所児童数を下回らない範囲であること。 【判断基準（３)③（ア)】令和７年９月～令和８年８月の保育２・３号の平均入所児童数が弾力運用の数値を上回っていること。令和８年度において保育２・３号の保育定員増を行っていないこと。

▽教育(１号)の月別利用者数［令和７年９月～令和８年８月］

(単位:人)

R7.9	R7.10	R7.11	R7.12	R8.1	R8.2	R8.3	R8.4	R8.5	R8.6	R8.7	R8.8	平均
127	127	125	126	127	126	128	108	112	115	116	116	**121.08**

▽保育（２・３号）の令和７年９月～令和８年８月の弾力運用数

(単位:人)

令和７年度弾力運用数		令和８年度弾力運用数		令和７年９月～令和８年８月弾力運用数
115%	46	110%	44	**45.16**

▽保育(２・３号)の月別利用者数［令和７年９月～令和８年８月］

(単位:人)

R7.9	R7.10	R7.11	R7.12	R8.1	R8.2	R8.3	R8.4	R8.5	R8.6	R8.7	R8.8	平均
42	42	45	47	47	47	47	46	47	47	47	47	**45.91**

▶【幼保連携型認定こども園】和光幼保連携型認定こども園（区分変更）

現行（令和８年度）

(単位:人)

現定員	定員内訳			
	１号	２号	３号	
			０歳	１･２歳
115	25	54	12	24
		90		

希望内容（令和９年度）

(単位:人)

変更後定員	定員内訳			
	１号	２号	３号	
			０歳	１・２歳
115 （±０）	**35** **(+10)**	**47** **(-7)**	**9** **(-3)**	24 （±０）
		80 **(-10)**		

施設名（小学校区）	和光幼保連携型認定こども園（大姶良小学校）
設 置 主 体	社会福祉法人まこと福祉会
変更を希望する理由	例年申請しております通り、保育教諭の確保の難しさから、段階的な定員減と１号、２号、３号の区分変更を致したく。必要であれば過去５カ年の園児、職員配置、今後５カ年の園児職員配置の資料を添付します。単年度のみの判断ではなく、過去数年における希望や状況を踏まえ協議いただきたく。ここ数年は０歳児４月入所は少なく、１年の育児休業後の入所が大多数です。０歳児定員を９名、１２名と設定している場合は４月当初から０歳児配置職員を３名、４名と配置しなければならない状況です。途中入所の０歳児が入所してくるまで、園は職員の人件費を常に負担する現状にあります。逆に１号認定の満３歳児の入所希望は多く、１号の定員を増加しなければ対応出来ない状況が生まれます。満３歳児でこども園入所が十分可能だと保護者が認識すれば、満３歳児までの家庭保育が充実し、こども園も途中入所の０歳児職員配置をせずにすみます。国、行政が男性育児休業を推進していることも踏まえ、例年通りの協議ではなく、過去数年の園児入所状況、今後の園運営等をご理解いただき、ご協議いただきたく。毎年度、同じ理由にて申請していますが、すでに決まっている１号定員の増は認めないとの理由で特に相談や意見聴取もなく、否定され続けております。保護者は満３歳児での入所を希望しております。現場は満３歳児入所が増えることで、職員配置が大幅に変わります。そういった現場の意見をお聞きいただきたく、よろしくお願いします。
判断基準との比較	【判断基準(３)①】教育１号の定員増分と同数の保育２・３号を減員しているが、教育１号の認可定員は 15 人を超えている。

▶【認可保育所】ふたば保育園（定員減）

現行（令和８年度）

(単位:人)

現定員	定員内訳			
	１号	２号	３号	
			０歳	１･２歳
60	－	38	3	19

希望内容（令和９年度）

(単位:人)

変更後定員	定員内訳			
	１号	２号	３号	
			０歳	１・２歳
45 (-15)	－	**30 (-8)**	3 (±０)	**12 (-7)**

施設名（小学校区）	ふたば保育園（串良小学校）
設 置 主 体	社会福祉法人いしずえ福祉会
変更を希望する理由	令和５年度より定員割れである。 令和６年度から令和７年度は、園児数が５０名を満たすことがなく、令和８年度の８月１日現在、 園児数は、４２名で今年度も５０名を超える入所は見込めない。
判断基準との比較	【判断基準 (1)②】令和７年９月～令和８年８月の保育２・３号の平均入所児童数が現行の認可定員を下回っていること。変更後の利用定員の数が、平均入所児童数を下回らない範囲であること。

▽保育(2・3 号)の月別利用者数［令和７年９月～令和８年８月］

(単位:人)

R7.9	R7.10	R7.11	R7.12	R8.1	R8.2	R8.3	R8.4	R8.5	R8.6	R8.7	R8.8	平均
43	43	43	44	45	43	43	41	41	41	41	42	**42.50**

▶【認可保育所】はらい川保育園（定員減）

現行（令和８年度）

(単位:人)

現定員	定員内訳			
	１号	２号	３号	
			０歳	１･２歳
30	－	15	3	12

希望内容（令和９年度）

(単位:人)

変更後定員	定員内訳			
	１号	２号	３号	
			０歳	１・２歳
25 **(-5)**	－	**10** **(-5)**	3 (±０)	12 (±０)

施設名（小学校区）	はらい川保育園（祓川小学校）
設 置 主 体	社会福祉法人辰巳福祉会
変更を希望する理由	現状が 30 名定員で 29 名在籍。来年は 11 名が卒園で 18 名スタートとなる。現保護者から新規入園予定が 3 名おり、それを加算しても 21 名ということから 25 名定員に変更を希望する。
判断基準との比較	【判断基準 (1)②】令和７年９月～令和８年８月の保育２・３号の平均入所児童数が現行の認可定員を下回っていること。変更後の利用定員の数が、平均入所児童数を下回る範囲であること。ただし、救済すべき事情として、はらい川地域における児童数等の減少により、来年度以降も入所希望児童数が減少傾向であること。

▽保育(2・3 号)の月別利用者数［令和７年９月～令和８年８月］

(単位:人)

R7.9	R7.10	R7.11	R7.12	R8.1	R8.2	R8.3	R8.4	R8.5	R8.6	R8.7	R8.8	平均
30	29	28	28	28	28	28	27	27	27	28	29	**28.08**

▶【小規模保育事業所】第二南ん里保育園（定員減）

現行（令和８年度）

(単位:人)

現定員	定員内訳			
	１号	２号	３号	
			０歳	１･２歳
19	－	－	6	13

希望内容（令和９年度）

(単位:人)

変更後定員	定員内訳			
	１号	２号	３号	
			０歳	１・２歳
12 **(-7)**	－	－	6 (±０)	**6** **(-7)**

施設名（小学校区）	第二南ん里保育園（田崎小学校）
設 置 主 体	株式会社　笑仁翅
変更を希望する理由	定員を割ることが多いため。
判断基準との比較	【判断基準 (4)①】令和７年９月～令和８年８月の保育２・３号の平均入所児童数が現行の認可定員を下回っていること。変更後の利用定員の数が、平均入所児童数を下回らない範囲であること。

▽保育(2・3 号)の月別利用者数［令和７年９月～令和８年８月］

(単位:人)

R7.9	R7.10	R7.11	R7.12	R8.1	R8.2	R8.3	R8.4	R8.5	R8.6	R8.7	R8.8	平均
5	5	5	5	5	8	8	1	2	3	3	3	**4.41**

▶【事業所内保育事業所】にじいろ保育園（現：LINKS にじいろ保育園）（定員減）

現行（令和８年度）

(単位:人)

現定員	定員内訳			
	１号	２号	３号	
			０歳	１･２歳
19	－	－	8	11

希望内容（令和９年度）

(単位:人)

変更後定員	定員内訳			
	１号	２号	３号	
			０歳	１・２歳
12 (-7)	－	－	**4 (-4)**	**8 (-3)**

施設名（小学校区）	にじいろ保育園※令和９年度より名称変更予定（鹿屋小学校）
設 置 主 体	株式会社ＡＫＡＨＩＤＡ
変更を希望する理由	数年の実績より、定員を超えたことがないため
判断基準との比較	【判断基準 (4)①】令和７年９月～令和８年８月の保育２・３号の平均入所児童数が現行の認可定員を下回っていること。変更後の利用定員の数が、平均入所児童数を下回らない範囲であること。

▽保育(2・3号)の月別利用者数［令和７年９月～令和８年８月］

(単位:人)

R7.9	R7.10	R7.11	R7.12	R8.1	R8.2	R8.3	R8.4	R8.5	R8.6	R8.7	R8.8	平均
8	7	7	7	7	6	7	6	6	7	7	7	**6.83**

▶【事業所内保育事業所】ゆうゆう倶楽部保育園（定員減）

現行（令和８年度）

(単位:人)

現定員	定員内訳			
	１号	２号	３号	
			０歳	１･２歳
19	－	－	7	12

希望内容（令和９年度）

(単位:人)

変更後定員	定員内訳			
	１号	２号	３号	
			０歳	１・２歳
11 (-8)	－	－	**4 (-3)**	**7 (-5)**

施設名（小学校区）	ゆうゆう倶楽部保育園（西原小学校）
設 置 主 体	社会福祉法人福泉会
変更を希望する理由	令和 6 年度より年度末の園児数が 11 名。また年度当初（4 月）に園児数が今年度は 5 名。13 名から 19 名の定員は今後見込まれない可能性が大。また、いま在籍している職員数（9 月 1 日付け 5 名）での受け入れ可能人数を考慮した場合、11 名から 12 名しか対応できないため。
判断基準との比較	【判断基準 (4)①】令和７年９月～令和８年８月の保育２・３号の平均入所児童数が現行の認可定員を下回っていること。変更後の利用定員の数が、平均入所児童数を下回らない範囲であること。

▽保育(2・3号)の月別利用者数［令和７年９月～令和８年８月］

(単位:人)

R7.9	R7.10	R7.11	R7.12	R8.1	R8.2	R8.3	R8.4	R8.5	R8.6	R8.7	R8.8	平均
11	10	11	11	11	11	11	5	5	5	5	5	**8.41**

▶令和９年度「量の見込み」と「確保方策」との比較について

判断基準を満たしている園（14 園）及び救済すべき事情を認めた園（３園）の変更を適用した場合の鹿屋市全体の定員数は以下の通りです。

(単位:人)

	１号	２号	３号		合計
	満３歳以上	満３歳以上	０歳	１・２歳	
R9 定員見込①	1,239	1,392	354	1,069	4,054
量の見込み②	892	1,457	147	1,005	3,501
確保方策③	1,280	1,423	360	1,095	4,158
①-②過不足	347	-65	207	64	553
①-③過不足	-41	-31	-6	-26	-104

（参考）認定児童数の推移

認定児童数	１号	２号	３号		合計
	満３歳以上	満３歳以上	０歳	１・２歳	
R6 定員数	1,445	1,545	385	1,142	4,517
R6 量の見込み	934	1677	187	1,131	3,929
R6.4.1 認定児童数	986	1,607	128	1,123	3,844
R7.3.31認定児童数	1,146	2,117	42	952	4,257
R7 定員数	1,300	1,499	386	1,132	4,317
R7 量の見込み	971	1,585	155	1,082	3,793
R7.4.1 認定児童数	998	1,516	94	1,059	3,667
R8.3.31認定児童数	1,142	2,016	40	844	4,042
R8 定員数	1,269	1,449	371	1,121	4,210
R８量見込み	930	1,520	151	1,039	3,640
R8.4.1 認定児童数	901	1,462	96	918	3,377
R8.10.1認定児童数	1,008	1,692	70	915	3,685

Ⅲ　その他

1　令和８年度子ども・子育て会議スケジュールについて

令和８年度の鹿屋市子ども・子育て会議については、年３回の開催を予定しています。スケジュールと主な内容については、下記のとおりです。

	開催（予定）日	主な内容
第１回	５月 27 日（水） 14:00～	○地域子ども・子育て支援事業の実績 ○こども園への移行について　他
第２回	10 月 26 日（月） 14:00～	○教育・保育施設の定員変更　他
第３回	２月上旬予定 14:00～	○乳児等通園支援事業者の認可について　他

鹿屋市子ども・子育て会議条例

平成25年６月27日条例第30号

（趣旨）
第１条　この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第72条第１項及び第３項並びにこども基本法（令和４年法律第77号。以下「基本法」という。）第13条第３項の規定に基づき、鹿屋市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。
（所掌事務）
第２条　子ども・子育て会議は、支援法第72条第１項各号に掲げる事務、市町村こども計画（基本法第10条第２項に規定する計画をいう。）の策定及び変更に関する事項並びにこども施策（基本法第２条第２項に規定する施策をいう。）の推進に関する事項を処理するとともに、本市の子ども・子育て支援施策に関し、市長が必要と認める事項について調査審議する。
（組織）
第３条　子ども・子育て会議は、委員30人以内で組織する。
２　委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
（１）　子どもの保護者
（２）　学識経験者
（３）　子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
（４）　その他市長が必要と認める者
（任期）
第４条　委員の任期は、２年以内とする。ただし、再任を妨げない。
２　委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
（会長及び副会長）
第５条　子ども・子育て会議に会長及び副会長１人を置き、委員の互選により定める。
２　会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
（会議）
第６条　子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。
２　会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
３　会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
４　会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
（庶務）
第７条　子ども・子育て会議の庶務は、健康こども部こども政策課において処理する。
（委任）
第８条　この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則
１　この条例は、平成25年７月１日から施行する。
２　鹿屋市報酬及び費用弁償条例（平成18年鹿屋市条例第49号）の一部を次のように改正する。
附　則（令和３年３月23日条例第１号抄）
１　この条例は、公布の日から施行する。
附　則（令和５年３月22日条例第13号抄）
この条例は、令和５年４月１日から施行する。
附　則
この条例は、令和７年４月１日から施行する。
附　則（令和８年７月３日条例第17号）
この条例は、公布の日から施行する。

■鹿屋市子ども・子育て会議委員名簿

No.	選出区分	委員名	所属団体等の名称	備考
1	第１号委員 子どもの保護者	赤澤（あかざわ）　さとみ	市民委員	
2		内園（うちぞの）　愛麗（あいれい）	市民委員	
3		小山内（おさない）　愛美（まなみ）	市民委員	
4		草野（くさの）　なつめ	市民委員	
5		嶋田（しまだ）　綾佳（あやか）	市民委員	
6		宮地（みやち）　衣美（えみ）	市民委員	
7	第２号委員 学識経験者	坂元（さかもと）　潤也（じゅんや）	鹿屋市歯科医師会	
8		幾留（いくどめ）　沙智（さち）	国立大学法人鹿屋体育大学	
9		安樂（あんらく）　啓（はじめ）	鹿児島県大隅児童相談所	
10		堀之内（ほりのうち）　俊夫（としお）	鹿児島県鹿屋警察署生活安全課	
11		下村（しもむら）　尚（たかし）	鹿屋市小・中学校校長協会	
12	第３号委員 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	藤井（ふじい）　光晴（みつはる）	児童養護施設大隅学舎	
13		軀川（くがわ）　恒（ひさし）	鹿屋乳児院	
14		吉井（よしい）　健（たけし）	鹿屋市私立幼稚園協会	
15		松下（まつした）　烈（れつ）	鹿屋市保育会	
16		川元（かわもと）　健（けん）	鹿屋市学童保育連絡会	
17		村場（むらば）　美咲（みさき）	鹿屋市社会福祉協議会地域福祉課	
18		守屋（もりや）　香菜（かな）	鹿屋市地域組織活動代表 さくらんぼクラブ（母親クラブ）	
19		指宿（いぶすき）　章子（ふみこ）	障がい児福祉支援事務所	
20	第４号委員 その他市長が必要と認める者	駿河（するが）　涼子（りょうこ）	鹿屋特別支援学校ＰＴＡ	
21		川﨑（かわさき）　大輔（だいすけ）	鹿屋市ＰＴＡ連絡協議会	
22		渡邉（わたなべ）　正人（まさと）	鹿屋市民生委員・児童委員連絡協議会	
23		川添（かわそえ）　みや子（こ）	鹿屋市母子寡婦福祉会	
24		坂田（さかた）　省司（しょうじ）	鹿屋市町内会連絡協議会	
25		芝原（しばはら）　洋子（ようこ）	鹿屋商工会議所	

■委嘱期間：令和８年５月１日～令和 10 年４月 30 日（２年以内）】